大阪府無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導要領

１　指導検査等の目的

無料低額宿泊所に対する指導検査は、社会福祉法（昭和26 年法律第45 号。以下「法」という。）第70 条の規定及び「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針」（令和２年３月27日付け社援発0325第１号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「通知」という。）に基づき、法その他の関係法令、大阪府無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和２年３月27日大阪府条例第４号。以下「条例」という。）、通知による事業運営について検査等を行うとともに、運営全般について助言、一般指導を行うことによって、適正な事業運営を図ることを目的とする。

２　指導検査方法等

(1)　指導検査は、「一般検査」と「特別検査」とし、いずれも関係書類を閲覧し、関係者から聴取を行うことにより実施する。

ア　一般検査

一般検査は、法第68条の２の規定に基づく届出の受理後速やかに実地検査を行うほか、原則として全ての無料低額宿泊所に対し、年に１回以上定期的に実地検査を行う。また、実地検査を行わない年は、必要に応じて書面による検査を実施する。

一般検査の実施に当たっては、主に別紙「無料低額宿泊所指導検査事項」に記載した事項について、事業運営状況等を確認する。

イ　特別検査

特別検査は、次のいずれかに該当する場合に行い、改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施する。

(ｱ)　事業運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

(ｲ)　条例で定める最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき

(ｳ)　指導検査における問題点の是正改善がみられないとき

(ｴ)　正当な理由がなく、一般検査を拒否・忌避したとき

(2)　検査は、必要に応じ、府及び市町村の消防部局及び建築部局と連携して実施する。

(3)　検査対象の無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設として認定されている場合は、入居者の保護の実施機関である福祉事務所と連携し、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和２年厚生労働省令第44 号）第24 条第１項に基づく日常生活支援住居施設に関する調査等も併せて実施するよう努める。

３ 指導検査後の措置

(1)　指導検査結果の通知等

指導検査の終了後は、施設長等関係職員の出席を求め、指導検査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評を行い、後日文書によって指導の通知を行う。

(2)　改善報告書の提出

文書で改善を指示した事項については、期限を付して具体的な改善措置状況を示す資料の提出を求める。

また、必要に応じ、実地においてその改善状況を確認する。

(3)　改善命令

上記(1)の指導検査結果通知の事項について、正当な理由なく指導に従わず、改善措置が講じられない場合は、法第71 条の規定による改善命令を行う。

(4)　事業の制限又は停止命令

ア　改善命令に従わない場合は、法第72 条の規定に基づき社会福祉事業の経営の制限又は停止を命ずる。

また、改善命令に違反した以外にも、次に掲げる場合には事業の制限又は停止命令を行う。

(ｱ)　法第68 条の２により届け出た事項について、重大な変更があった場合において、変更の事実を隠蔽するなど意図して届出を行わなかった場合

(ｲ)　法第70 条の調査等について、報告の求めに応じない又は虚偽の報告を行った場合、調査等を拒否や妨害、忌避した場合

(ｳ)　不当な営利を図り、又は利用者の処遇について不当な行為を行った場合

(ｴ)　利用契約時において書面を交付しなかった場合

(ｵ)　事業の内容等について誇大広告等がされている場合

イ　上記アに掲げた事項のうち、特に、「不当な営利を図り、不当な行為があった場合」に該当する場合とは、次のような行為を想定しており、このような場合は、入居者保護の観点から、指導や改善命令を経ずに、法第72 条の規定に基づき事業の制限又は停止命令を行う。

(ｱ)　契約に基づかない曖昧な名目での不当な料金の受領

(ｲ)　強制的な契約の締結や、不実の告知、不利益となる事実の不告知など、不当な手続による契約の締結

(ｳ)　入居者からの契約解除を認めない、契約解除等に際して損害賠償額をあらかじめ設けるなど、不当な契約条項を盛り込んだ契約の締結

(ｴ)　契約に基づかない、又は強制的な契約による金銭管理

(ｵ)　入居者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれのある行為

　(5)　上記(1)の指導検査結果通知の内容について、社会福祉関係法令・条例に違反していると認める場合、入居者支援に支障を来していると認める場合、その他宿泊所等の運営上重大な問題があると認める場合は、当該無料低額宿泊所の運営事業者名、施設名、指導内容等を入居者及び市区町村の福祉事務所に対して情報提供を行う。

また、上記(3)及び(4)の命令を行った場合、その内容を入居者及び市区町村の福祉事務所に対して情報提供を行う。

４　無届宿泊所の調査

条例第３条に規定する無料低額宿泊所の範囲に該当する事業を行っているにもか

かわらず、法第68条の２の規定に基づく届出を行わずに宿泊所を営んでいると認め

られる場合は、当該施設の運営事業者に対して同条に基づく届出の勧奨を行うととも

に、必要と認める場合には、当該施設に対する調査を実施し、指導を行う。

５　会計種類の提出

条例第28条第２項の規定に基づき公表する、貸借対照表及び損益計算書など財務諸表等会計書類について、毎会計年度終了後３か月以内に提出を求めるものとする。

６　その他

　(1)　この指導要領は、令和６年４月１日から適用するものとする。

 (2)　「無料低額宿泊所の指導に係る実施基準」については廃止する。

（別紙）

無料低額宿泊所指導検査事項

|  |  |
| --- | --- |
| 主眼事項 | 着眼点 |
| 第１ 入居者に対する適切なサービスの提供の確保 | 無料低額宿泊所におけるサービス等の提供については、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入居者の意思及び人格を尊重するよう配慮されているか。事業所の管理の都合により、入居者の生活を不当に制限していないか。 |
| １ 入居者の処遇の充実 | (1)　入居者に食事を提供する場合、適切な食事が提供されるよう努めているか。ア　食事の量及び栄養は確保されているか。イ　入居者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮した食事が提供されるよう努めているかウ　食事は適切な時間に提供しているか。(2)　入浴の機会は適切に提供しているか。ア　入浴の機会は原則1 日1 回提供されているかイ　入浴可能な時間帯や入浴時間は適切に確保されているか。(3)　入居者について、他の保健医療福祉サービスの活用が必要な場合には、適切にサービスが利用されるよう、当該サービスを提供する事業所等との連携に努めているか。(4) 心身の状況等から無料低額宿泊所での生活が困難となったと認められる入居者に対しては、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めているか(5)　入居者にプライバシーの確保に配慮された運営がされているか。(6)　苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応されているか。 |
| ２ 入居者の生活環境等の確保 | (1)　入居者の居室及び共用室などの共用設備について、日照、採光、換気及び防災について十分考慮されたものであるか。(2)　居室等の面積、設備の構造は基準に適合したものとなっているか。(3)　炊事設備、洗面所、浴室、便所、洗濯場の設備は、適切に設けられているか。(4)　共用室、相談室、食堂等、入居者に対するサービス提供において必要な設備は適切に設けられているか。(5)　設備、食器等、飲用水について、衛生的に管理されているか。(6)　感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。(7)　喫煙は、喫煙場所及び喫煙可能時間等の設定や必要な換気を行う等受動喫煙の防止に努めているか。 |
| ３ 自立に向けた支援 | (1)　入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握に努めているか。また、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対しては、円滑な退居に向けて必要な援助がおこなわれているか。(2)　入居者に対して、原則として1 日1 回、心身の状況変化や生活上の問題の把握など安定して生活を送る観点からの状況の把握を行っているか。(3)　入居にかかる契約期間終了前には、入居者の意向を確認するとともに、継続利用の必要性について、福祉事務所等の関係機関と協議されているか。 |
| ４ 適切な契約に基づいたサービス提供の実施 | (1)　入居申込者には、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明されているか。(2)　サービスの利用に際して、入居者との契約が適切に行われているか。ア　居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しているか。イ　居室の利用に関する契約期間は1 年以内とされているか。ウ　解約に関する規定が設けられているか。エ　解約に際して、入居者の権利を不当に狭めるような条件が定められていないか。オ　契約に際して、保証人等を求めていないか。(3)　金銭の管理は、入居者本人が行うことを原則とし、施設が金銭管理を行う者については、金銭の適切な管理を行うことに支障がある者であって、金銭の管理を希望する者に限定されているか。(4)　金銭管理を行う場合は、適切な手続等に沿って行われているか。ア　成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用しているか。イ　日常生活を営むために必要な金額に限っているか。ウ　金銭等の管理に係る契約を締結しているか。エ　金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めているか。オ　金銭管理を行う体制、収支の記録、本人への報告、行政機関への報告等は適切に行われているか。カ　金銭管理契約を解除する場合等において金銭の返還は適切に行われているか。 |
| 第２ 施設の適切な運営の確保 | 社会福祉事業として、適切な運営を行うよう努めているか。 |
| １ 適切な運営規程の整備及び運営体制の確保 | (1)　施設の定員は遵守されているか。(2)　事業運営についての重要事項を規定した運営規程を定めているかア　運営規程には、施設の目的及び運営の方針、職員の職種、員数及び職務の内容、入居定員、入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額、施設の利用に当たっての留意事項、非常災害対策、その他施設の運営に関する重要事項について、必要な規定が設けられているか。イ　運営規程は公表されているか。ウ　施設内に概要を掲示するなど入居者が確認できる措置を講じているか。エ　運営規程を変更した時は、都道府県知事に報告が行われているか。(3)　サービス提供にあたる利用料は適切に設定されているか。ア　食事の提供に要する費用、居室利用料、共益費、光熱水費、日用品費、基本サービス費、入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用以外の名目で利用料を設定していないか。イ　各利用料の金額の設定については、基準に掲げた事項に即して適切に設定されているか。①　食事の提供に要する費用：食材費及び調理を行う人件費、調理器具の購入や維持管理など調理等に関する費用に相当する金額を基礎として算定された額②　居室利用料：当該無料低額宿泊所の整備や改修に要した費用、修繕費、管理事務を行う人件費、保険料、物件の家賃地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額③　共益費：共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額④　光熱水費：居室及び共用部分に係る光熱水費の実費に相当する金額を基礎として算定した額⑤　日用品費：入居者本人が使用する日用品の購入費及び配送等の調達に相当する金額を基礎として算定した額⑥　基本サービス費：入居者の状況把握や軽微な生活上の相談等を行うために配置される職員の人件費及び当該業務に要する事務費等に要する費用を基にして算定した額⑦　入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用：日常生活上の支援に関するサービスにかかる人件費、事務費等（基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額から、日常生活支援住居施設として受領する委託費を除いている額（日常生活支援住居施設の認定要件を満たす無料低額宿泊所のみ）(4)　事業の運営等に関する記録は適切に整備されているかア　職員の勤務状況や事業の実施状況などの事業運営に関する記録、入居者名簿や入居者台帳など入居者に関する記録、収支予算及び決算や出納記録など会計処理に関する記録は整備されているか。イ　入居者に提供するサービス内容にかかる記録、苦情の内容、事故の状況やその処置についての記録を整備し、完結から５年間保存されているか。ウ　貸借対照表、損益計算書等の収支の状況について公表されているか。(5)　事故が発生した場合には、都道府県等への報告など適切な対処が行われているか。また、損害賠償すべき事故の発生に備えた対応が講じられているか。(6)　事業内容について広告をする場合は、虚偽又は誇大な表示でないか。 |
| ２ 職員体制等の整備 | (1)　施設長は適切に配置されているか。ア　施設長には、基準の要件を満たす者が配置されているか。イ　施設長は、主として当該無料低額宿泊所の職務に従事しているか。(2)　職員（施設長を含む）は、入居者数や提供するサービスに応じて必要な者が配置されているか。(3) 職員の勤務体制について、勤務表等により適切に管理されているか。また、労働関係各法が遵守されているか。(4)　職員による個人情報の漏洩等の防止に努めているか。 |
| ３ 防火防災対策 | (1)　建物について、建築基準法、消防法の規定を遵守しているか。ア　建築部局又は消防部局から指導等がされている場合には、指導等を踏まえて、改善が図られているか。イ　消火器や自動火災報知設備など防火にかかる設備等の設置に努めているか。(2)　非常災害対策について充実強化に努めているか。ア　防火管理の取組や、避難先、災害発生時の対応など、非常災害に対する具体的計画を策定しているか。イ　非常災害時の通報及び連絡体制を整備し、職員等に周知しているか。ウ　非常災害対策を運営規程に記載した上で、入居者に説明等を行っているか。エ　非常災害対策の対応のため、年１回以上（※）、定期的に消火、通報、避難誘導等が適切に実施されるための訓練が行われているか。※　消防法施行規則（昭和36 年自治省令第６号）第３条第10 項の規定が適用されるものについては、消火訓練及び避難訓練を年２回以上 |